

認定ファシリティマネジャー（CFMJ）資格

新規登録案内書

1. 認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格制度の概要	1
2. 認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格の新規登録の申請案内	2
3. 新規登録の要件・FMの標準業務(8ユニット)	2
4. 「CFMJ」資格の登録申請可能な期間	5
5. 更新講習課程修了による更新登録	6
6. 新規登録手数料	6
7. 資格登録証等の交付	6
8. 登録の抹消	6
9. 個人情報の取り扱いについて	7
10. その他	7
11. 「CFMJ」資格新規登録事務局	7
12. 【参考資料】新規登録(最長5年)後の資格更新登録に備えて	8
13. 【参考資料】JFMA提供のFM関連情報の利活用について	9

2024.04

FM関連の国際標準規格、ISO 41001 が 2018 年 4 月に、また、日本の国家規格として JIS Q 41001 が 2021 年 8 月に発行されました。

あなたも、FMの知識や能力を身につけ、FMでイノベーションを起こし、組織を、そして日本を元気にしませんか。

主催 FM資格制度協議会

公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）

一般社団法人 ニューオフィス推進協会（NOPA）

公益社団法人 ロングライフビル推進協会（BELCA）

事務局 公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）

1. 認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格制度の概要

◆ 「認定ファシリティマネジャー資格試験」に合格された方が、『第四の経営基盤』であるファシリティマネジメント(FM)の担い手として「認定ファシリティマネジャー(英文表記: Certified Facility Manager of Japan) 以下CFMJという」資格の称号を取得するための「新規登録申請」についてご案内します。

◆ 「認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格制度」

(1) 「認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格制度」は、「FM資格制度協議会」の下記三団体により、ファシリティマネジメントに関する知識及び技能の水準について審査・認定を行い、その向上に寄与することを目的に、1997(平成9)年に創設されました。

- ① 公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会 (以下、JFMAという)、
- ② 一般社団法人 ニューオフィス推進協会 (以下、NOPAという)、
- ③ 公益社団法人 ロングライフビル推進協会 (以下、BELCAという)

◆ CFMJ 資格試験に合格された方の資格登録には(1)新規登録と(2)更新登録の2種類があります。

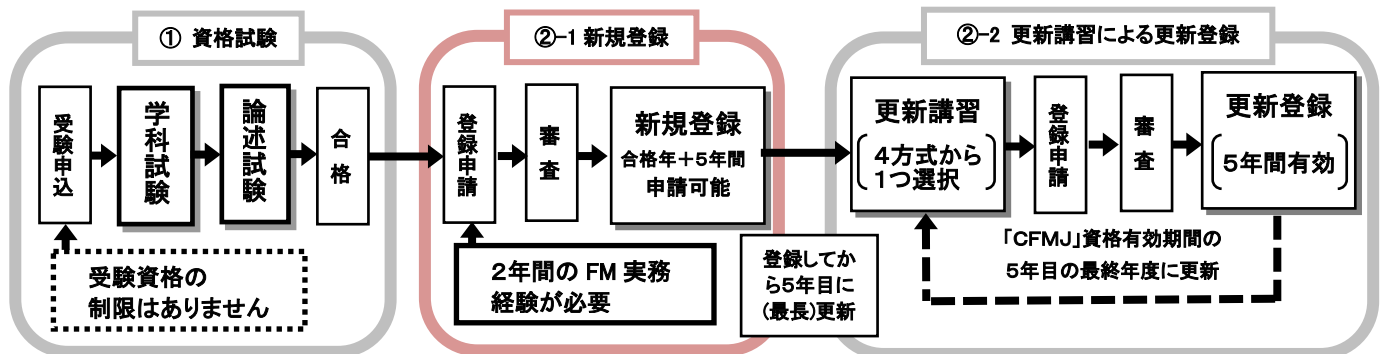
(1)新規登録【新規登録申請可能な期間[合格年+5年間]は随時受け付けます。】

「FM資格制度協議会」では、「CFMJ」資格試験合格後、「新規登録」を申請された方で、登録要件を満たしている方を、「CFMJ」資格取得者として認定し、その証として、「FM資格制度協議会」三会連名の「CFMJ 資格登録証(カード型)」を交付します。

(2)更新講習による更新登録【新規登録後5年目の更新講習を受講します。】

「CFMJ」資格制度では、資格登録有効期間を5年と定めています。新規登録者で更新登録を希望される方は、有効期間の最終年度(最長5年目)に、更新講習課程(4方式から選択)を受講し、登録要件の審査を受けることによって、「CFMJ」資格の更新登録をすることができます。その証として、更新登録者に「CFMJ」資格登録証(カード型)が交付されます。

認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格試験・新規登録・更新登録の流れ



2. 認定ファシリティマネジャー（CFMJ）資格の新規登録の申請案内

下記 JFMA のホームページより案内に従って行って下さい。

※JFMA ホームページ「新規登録申請」: <https://www.jfma.or.jp/qualification/page7.php> 

合格者の発表・新規登録案内の通知

① 新規登録申込書類の準備 ⇒ 提出書類を事前に電子データファイルにてご用意ください

以下①、②の書式は、JFMAホームページ「新規登録申請」の「提出書類のダウンロード」の項よりダウンロードしてください

- | | | |
|----------------------------|------------------------|----------|
| ① 実務経験報告書(A4判) | 用紙ダウンロード ⇒ 記入 | ⇒ PDFに変換 |
| ② 誓約書(A4判) | 用紙ダウンロード ⇒ 記入 (本人直筆署名) | ⇒ PDFに変換 |
| ③ 修了書または修了証明書の写し (大学院修了の方) | | ⇒ PDFに変換 |

② 新規登録申請 および 登録手数料 11,000円(消費税込)のお支払い

JFMAホームページ「新規登録申請」の申込ボタンからお申込みください。ページの流れに沿って以下の処理をしてください。

- ① 上記①にてご用意いただいた電子データファイルをアップロードしてください
- ② 新規登録手数料の支払い方法を以下よりお選びください

- *「クレジットカード払い」: 申込後の決済画面からお支払いください(振込手数料はJFMA負担)
- *「銀行振込」: 登録いただいた連絡先Eメール宛てに「支払先 銀行口座」をご案内します
支払期日までに指定口座へお振込みください(振込手数料は本人負担)

③ 新規登録申請の提出の確認

申請受付が完了すると「新規登録お申込み完了のお知らせ」をご登録のEメール宛てに配信します。
必ずお知らせメールを確認してください。

※ メールが届かない場合には申請が完了していない場合がございます。事務局へお問い合わせください。

④ 新規登録申請の完了 ⇒書類審査へ

以上で新規登録申請手続きは完了です。JFMAにて受領した提出書類の書類審査を行います。

※ 書類審査の結果、内容が確認できない、PDF資料が開けないなどの場合は、申請から1週間前後に個別にご連絡します。書類審査に問題がなければ、⑤に進みます。

⑤「認定ファシリティマネジャー(CFMJ) 資格登録証 (カード型)」の発行

登録料払込み月の翌月末に発送します。(発行に約2ヶ月ほどかかります)

(注) 新規登録の可能な期間 [合格年+5年間] にご注意ください

3. 新規登録の要件(令和6年1月改定)

(1) 資格試験合格者で、2年以上のFMの実務経験を有するすべての方が、「CFMJ」資格の新規登録申請をすることができます。

ただし、次のいずれかに該当する方は、「CFMJ」資格の新規登録申請をすることができません。

- ① 未成年者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- ③ 破産者で復権を得ない者
- ④ ファシリティマネジャーの業務に関し、不誠実な行為をしたことにより、登録を抹消され、その抹消日から5年を経過していない者
- ⑤ 暴力団員等の反社会的勢力である者、又は反社会的勢力であった者で5年を経過しない者

(2) FMの実務経験とは下図に掲げる「FMの標準業務(8ユニット)」の全部または一部を経験したことまたは大学院において修士課程を修了したことをいいます。

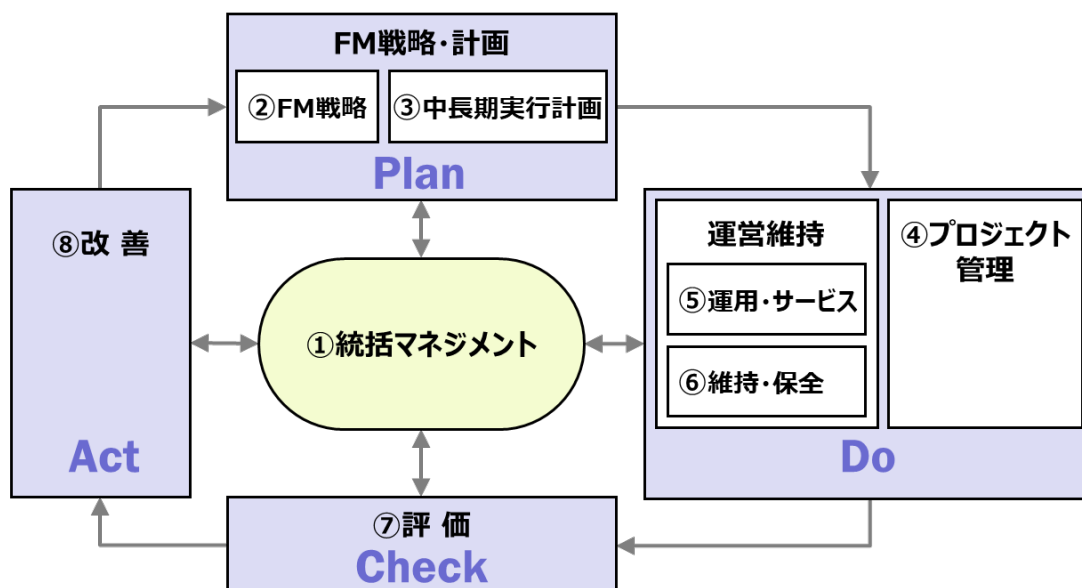
(3) 新規登録申請に当たっては、本人が記載した「実務経験報告書」を提出してください。

※ 「実務経験報告書」に記載された内容を指定された方の証明を受ける必要はありません。

- ① 先頭行に最終学校種別及び卒業年度を記入して下さい。(実務経験年数の起点となります)
- ② 「FMの標準業務(8ユニット)」の区分に従って、該当する業務とそれに従事した期間を明示して下さい。
- ③ 退職等で組織に属していない方や個人経営者などの場合は、①に準じて記入して下さい。
- ④ 転職等で職場が変わっている場合は、以前の職場を含めて記入して下さい。
- ⑤ 大学院において修士課程を修了した場合は、修了書または修了証明書の写し(コピー)を添付して下さい。

FMの標準業務(8ユニット)

FM戦略・計画(Plan)、プロジェクト管理/運営維持(Do)、評価(Check)、改善(Act)、統括マネジメントの5つの標準業務は、下記の8つのユニットから成る



【FMの標準業務の8ユニット】

FM戦略・計画（Plan）、プロジェクト管理／運営維持（D0）、評価（Check）、改善（Act）、および統括マネジメントの5つの標準業務は、下記の8つのユニットから成る。

①統括マネジメント

ファシリティ全体を把握し、その総合的な最適化を図るために統括的に経営活動（マネジメント）を行う業務である。具体的には、権限と責任を持つFM組織体制を構築すること、そのFM組織を運営することが主体となる。

②FM戦略（Plan）

経営戦略方針、あるいはFM業務評価からの改善方針を受けて、FMの目標を策定し、目標を実現するためのFM施策を立案する業務である。

③中長期実行計画（Plan）

FM施策を受けて、FM戦略を実行するための計画を立案し、策定する業務である。

④プロジェクト管理（D0）

中長期実行計画に基づいて、「ワークプレイスづくり」「不動産賃貸借」「不動産取得」「建物建設」「大規模改修」など、各プロジェクトを具体的に実行する業務である。

⑤運用・サービス（D0）

ファシリティを安全、快適、効率的に活用できる状態に保ち、ユーザーに対しては、心地よいオフィス環境と利便性のよいサービスを提供し、ユーザー満足度を上げることにより、生産性の向上に結びつける業務である。

⑥維持保全（D0）

いわゆるメンテナンスのことをいい、施設のハード面について、性能・機能の確保とニーズの変化に対して必要な対応を行う業務である。

⑦評価（Check）

品質・財務・供給の3視点による評価技術を用いて、できるだけ現状を定量的に把握、評価する業務である。

⑧改善（Act）

「評価」により明らかとなった、FMの目標の到達点、未達成の課題、新しい課題を踏まえ、新たなFMの目標を設定するための改善方針を検討し、立案する業務である。

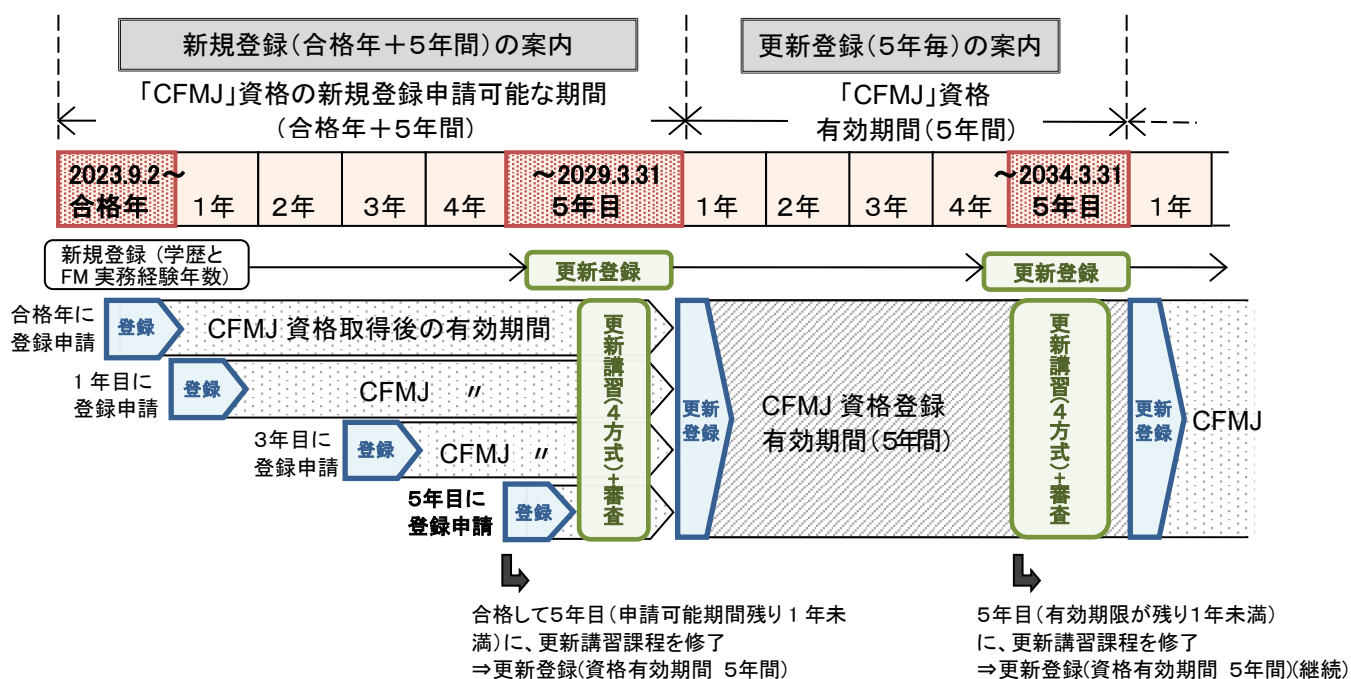
4. 「CFMJ」資格の登録申請可能な期間 (※下図左側参照)

例) 2023年の試験合格者の場合

≪新規登録申請の可能な期間 [合格年+5年間] 合格証発行日～2029年3月31日まで≫

(合格年度により、資格申請可能な期間の最終年度が変わります。)

【「CFMJ」資格の新規登録(下図左側)と更新登録(下図右側)の連続した流れ】



※「CFMJ 資格取得後の有効期間」は、新規登録された年度により短くなります。

- (1) 新規登録申請は、試験に合格されてから5年間は、随時受け付けます。
- (2) 新規登録申請が遅くなるほど、「CFMJ」資格取得後の有効期間が短くなります。
例) 2023年の試験合格者の「CFMJ」資格登録可能な期間は、新規登録した日に関係なく、2029年3月31日までです。(合格年度により、資格申請可能な期間の最終年度が変わります。)
- (3) 合格されても登録資格を満たさない方は、登録資格を満たしてから新規登録ができます。
- (4) 合格されて5年目(新規登録申請可能な期間が残り1年未満)に新規登録の要件を満たした場合は、新規登録であっても更新講習課程[※]を修了する必要があります。資格取得後の有効期間は5年間延長されます。
- (5) 合格後6年目を経過された場合でも資格試験に合格された記録は残っています。再受験することなく、更新講習課程[※]を修了することにより新規登録申請することができます。

※「更新講習課程を伴う新規登録」については、JFMAのホームページを参照してください。

<https://www.jfma.or.jp/qualification/page4-4.html>

(メニュー> 認定ファシリティマネジャー資格> 「更新講習を伴う新規登録」参照)

5. 更新講習課程修了による更新登録 (※前頁右側参照)

認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格制度では、資格登録者は、資格有効期間の最終年度(5年目)に、更新講習課程を修了し、登録要件の審査を受けることによって、「CFMJ」資格の更新登録をすることができます。

例) 2023年の試験合格者が、継続して「CFMJ」資格更新登録を希望する場合は、2028年度(合格後5年目)に行われる更新講習課程を修了し、登録要件の審査を受けることによって、「CFMJ」資格の更新登録をすることができます。

※更新講習による更新登録については、JFMAのホームページを参照してください。

<https://www.jfma.or.jp/qualification/page4.php> 

(メニュー> 認定ファシリティマネジャー資格> 更新登録申請)

6. 新規登録手数料

- (1) 新規登録手数料は11,000円です。(CFMJ資格登録証(カード型)作成費、消費税込。払込手数料はJFMAが負担します。) JFMAホームページ「新規登録申請」の新規登録手数料の支払い方法 [①クレジットカード払い ②銀行振込] より選んでください。
- (2) 一旦支払った登録手数料は、当協議会の責任により登録を受けることができなかった場合を除き返還いたしません。
- (3) 新規登録手数料の領収書の入手方法は、入金確認後、メールにてお知らせします。

7. 「CFMJ」資格登録証の交付

「FM資格制度協議会」では、「CFMJ」資格試験合格者が、「新規登録申請」をして、登録要件を満たしている方を、「CFMJ」資格者として認定し、その証として「FM資格制度協議会」三会連名の「CFMJ」資格登録証(カード型)を交付します。

8. 登録の抹消

- (1) 次のいずれかに該当するときは登録を抹消します。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
 - ②破産者で復権を得ない者
 - ③ファシリティマネジャーの業務に関し、不誠実な行為をしたことにより、登録を抹消され、その抹消日から5年を経過していない者
 - ④暴力団員等の反社会的勢力である者、又は反社会的勢力であった者で5年を経過しない者
 - ⑤登録の有効期間が満了したとき(更新の登録を受けた場合は除く)
 - ⑥登録者が死亡し、または失踪宣言を受けた場合
 - ⑦虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき
- (2) 次のいずれかに該当することになったときは登録を抹消することがあります。

登録者が登録簿の記載事項に変更を生じた場合において、正当な理由がなく30日以内に届出を行わなかったとき


9. 個人情報の取り扱いについて

「CFMJ」資格試験の新規登録申請書(実務経歴証明書・大学院修了書または修了証明書の写し等含む)で知り得た個人情報は当協会の個人情報保護方針にもとづき、適正かつ安全に管理します。なお、詳細については、JFMAのホームページ最下段の「個人情報について」をご覧ください。

- ・ **個人情報について** <https://www.jfma.or.jp/regulation/personal.html> 

10. その他

「CFMJ」資格制度の試験および登録の実施にあたり、変更事項が生じた場合には、JFMAのホームページ内に掲載いたしますので、そちらをご確認ください。

- ・ **JFMAホームページ/トップページ** <https://www.jfma.or.jp/> 

11. 「CFMJ」資格新規登録事務局

資格登録内容変更手続き、各種手続きについてのお問合せなど、資格に関するお問い合わせについては、以下までご連絡ください。

公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会 (JFMA)

〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町 2-13-6 浜町ビル 6階

TEL : 03-6912-1177 FAX : 03-6912-1178 E-mail : touroku@jfma.or.jp

ホームページ : <https://www.jfma.or.jp/> 

(メニュー > 認定ファシリティマネジャー資格 > 「新規登録申請」「更新講習を伴う新規登録」「更新登録申請」)

【業務時間 : 月曜日～金曜日 9時30分～17時00分】(祝日・夏期・年末年始休暇を除く)

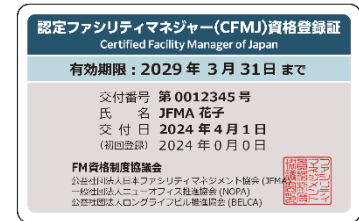
【 参考資料 】

1 2. 新規登録(最長5年)後の資格更新登録に備えて

CFMJ資格制度では、CFMJ資格の有効期間を5年と定め、5年ごとの更新講習課程による更新登録を実施しています。今回新規登録され、継続して更新登録を希望される方には、「更新講習課程(4方式から1つ選択)」をご案内します。

※特に、A方式、B方式では、計画的に準備する必要があります。

継続して資格更新登録を希望される場合は「CFMJ資格登録証の有効期限の前年」となります。



※詳しくは、JFMAホームページをご確認ください。

- ・認定ファシリティマネジャー(CFMJ)資格「更新登録申請」

<https://www.jfma.or.jp/qualification/page4.php>

◆更新講習課程4方式

※4方式内容については、現在の制度に準拠しています。今後、「各方式内容」、「更新講習に伴う手数料」等は、変更する場合があります。(更新対象年の7月にハガキおよびメールにてご連絡いたしますので、ホームページにて最新情報をご確認ください。)

(2024年4月現在)

方式	A方式 (JFMA個人会員)	B方式 (FM活動ポイント)	C方式 (在宅講座)	D方式 (Web講座)
概要	直近2年以上継続してJFMA個人会員であり、機関誌等によってFMの最新情報を修得し、更新講習テキストを自己学習する	直近5年以内にFM業務従事やFMセミナー等参加で20ポイント以上取得し、更新講習テキストを自己学習する	更新講習テキストを自己学習し、修了考査問題20問に解答し、合格点に達する	更新講習テキストを使用したWeb講座を受講する
選択条件	有効期限内で下記条件を満たす方		a) 有効期限内の方 b) 有効期限切れ(資格登録失効)の方	
	更新対象年度の前年4月以前にJFMA個人会員の入会手続きをされ、直近2年間の年会費を納入済の方	直近の5年以内に、4分野のうち2つ以上の分野において合計20ポイント以上を取得している方		
更新講習に伴う手数料	9,570円(税込)	11,660円(税込)	上記の a)の方: 34,320円(税込) b)の方: 38,610円(税込)	
手続内容	(1)更新講習に伴う手数料の振込	(1)更新講習に伴う手数料の振込 (2)『ポイント申告表』『実務経験証明書』『証明書類(ポイントカード等)』の提出	(1)更新講習に伴う手数料の振込 (2)問題(20問)の解答入力	(1)更新講習に伴う手数料の振込 (2)Web講座の受講 (3)受講アンケートの入力

※【注意】

- ・B方式ポイント対象セミナーは、近年 Web 形式で実施しております。ポイント付与は、アンケート回答が必須条件となります。
- ・参加された際は、設定された期日までにアンケートにご回答ください。アンケートに回答した方には、メールでポイント証明をお送りします。アンケートの回答忘れ、ポイント証明の紛失には対応しておりません。十分ご注意ください。

1.3. JFMA提供のFM関連情報の利活用について

JFMAでは、一覧に示すように、様々なFM関連情報を提供する場を設けております。CFMJ資格者の業務に役立つ情報ツールとしてご活用ください。また、5年後の資格登録更新に向けて、FMのスキルアップにつなげてください。詳細については、JFMAホームページの関連ページをご参照ください。

	JFMAの活動	関連ページ URL
1	<p>JFMA 会員への入会</p> <p>CFMJ資格者に様々な特典がある『個人準会員』への入会をぜひご検討ください。 更新講習A方式のご利用、JFMA機関誌「ジャフマジャーナル」の配布、調査研究部会活動や海外FM視察団への参加可能、様々な図書・報告書・セミナーが会員割引価格でご利用可能です。</p>	<p>https://www.jfma.or.jp/membership/index.html</p>
2	<p>JFMA 主催 FM スキルアップセミナー</p> <p>JFMA主催セミナーに参加して、スキルアップしていきましょう。様々なFMレベルやテーマのセミナーを随時開催しています。多くのセミナーでは、更新講習B方式のポイントが付与されます。</p>	<p>https://www.jfma.or.jp/seminar/index.html</p>
3	<p>JFMA 調査研究部会活動</p> <p>18の調査研究部会がそれぞれのテーマで活発な活動を行っています。活動報告について、毎年9月より開催の「FM初心者向け秋の18講座」や、ファシリティマネジメントフォーラムでの研究報告、そして2年に一度発刊の機関誌 別冊「JFMA JOURNAL R」シリーズにて公開しております。</p>	<p>https://www.jfma.or.jp/research/page2.html</p>
4	<p>ファシリティマネジメントフォーラム</p> <p>加速するさまざまな変化の中で、FMのチカラをどう役立てていくのか、どう好循環を生み出していくのか、旬なテーマを掲げてFM情報交流を図る、毎年2月開催のFM最大のイベントです。必見！！</p>	<p>https://www.jfma.or.jp/FORUM/index.html</p>
5	<p>日本ファシリティマネジメント大賞(JFMA 賞)</p> <p>JFMA賞は、ファシリティマネジメントに関する優れた業績等を表彰することにより、日本国内におけるFMの普及・発展に資することを目的としています。これまでの受賞者の素晴らしい取り組みは、JFMAホームページよりご覧いただけます。</p>	<p>https://www.jfma.or.jp/award/index.html</p>